

「精神障害者就労定着支援事業」実施委託業務企画提案書募集要項

1 事業名

「精神障害者就労定着支援事業」実施委託業務

2 事業の目的

企業と障害者を適切にマッチングする面接会を開催するとともに、企業に対するアンケート調査により、就労している精神障害者の支援ニーズを的確に捉えて必要な支援を実施することで、精神障害者の就労定着を図る。

3 事業内容

(1) 精神障害者雇用企業に対するアンケート調査の実施

精神障害者雇用企業にアンケート調査を実施し、支援を必要とする障害者を発掘し、「あいち障害者雇用総合サポートデスク」につなぐ。

- ・アンケート調査対象企業：精神障害者を雇っている県内の障害者雇用義務企業
1,200社程度

(2) 支援付き合同面接会の開催

精神障害者個々の障害特性を理解している支援者が同席した上で、障害者本人と企業双方にとって適切なマッチングを実現する合同面接会を開催する。

- ・開催回数：2回 [名古屋・尾張地区1回、三河地区1回]
- ・開催規模：企業 各回30社 [2回計60社]
障害者 各回50名 [2回計100名]

4 契約期間

契約締結日から平成32年2月28日（金）まで

5 契約金額限度額

5,436,074円（消費税及び地方消費税を含む）

（契約保証金）

愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当するときは全部又は一部を免除する。

6 応募資格

応募の資格者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画提案書提出期限において平成30・31年度入札参加資格者名簿の「大分類3. 役務の提供等」に登録され、取扱業務内容が「中分類16. その他の業務委託等」の愛知県に事業所を有するもの。

- (3) 障害者雇用促進の観点から、平成 30 年 6 月 1 日現在において障害者雇用率 2.2%を達成していること。
- (4) 有料職業紹介事業所の許可を受けていること。
- (5) 企画提案書募集の開始日から企画提案書提出期限までの期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

7 応募期間

平成 31 年 4 月 18 日 (木) から平成 31 年 5 月 9 日 (木) 午後 5 時まで

※提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。

8 応募方法等

(1) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書 (別紙様式 1)
- ・経費見積書
- ・応募者の概要がわかるもの (企業案内等)
- ・過去に実施した類似事業の主な成果物等
- ・公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 (別紙様式 2)
- ・公正採用選考人権啓発推進員設置確認書(※該当有の場合のみ) (別紙様式 3)

イ 提出部数

各 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)

ウ 提出仕様

A4 版、縦置き、横書き、左綴じ (A3 版を使用する場合は三つ折りにすること)

エ 提出方法

持参又は郵送 (配達証明に限る) にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

(2) 提出書類の取り扱い

- ア 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 企画提案は 1 事業者 1 提案とする。
- エ 提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

(3) 問合せ及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）
愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ
電 話 052-954-6367（ダイヤルイン）
F A X 052-954-6927

(4) 説明会の開催

ア 開催日時

平成31年4月24日（水）午後4時から午後5時まで

イ 開催場所

愛知県庁西庁舎8階 A会議室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

ウ 参加申込方法

企業名・所属・担当者名、企業所在地、連絡先電話番号及びメールアドレスを明記のうえ、就業促進課（shugyo@pref.aichi.lg.jp）あて、電子メールで平成31年4月23日（火）午後5時までに申込みこと。

その際、件名は「精神障害者就労定着支援事業説明会の参加申込」とすること。なお、参加人数については、1事業者2名までとする。

※ 本説明会への参加は、応募の必須条件ではないが、応募希望予定者はできる限り出席すること。また、説明会において使用する募集要項及び企画提案書等は各自持参すること。

(5) 応募に関する問合せ

本事業提案に関する質問は、就業促進課（shugyo@pref.aichi.lg.jp）あて、電子メールにより平成31年5月7日（火）午後5時までに行うこと。

その際、件名は「精神障害者就労定着支援事業に対する質問」とすること。

質問に対する回答は、質問のあった団体等あてに電子メールで回答するほか、愛知県Webページに掲載する。なお、質問内容が当該団体等固有の内容に係る場合、回答は、愛知県Webページに掲載しない。

（掲載先：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/k-2019-301.html>）

9 選定事業者数

1者

10 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

また、応募者多数の場合、選定委員会での審査に先立ち、県において書面による予備審査を行う場合がある。

予備審査は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の提

出を求めることがある。

なお、予備審査及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選定委員会について

ア 日時

平成 31 年 5 月中旬 (予定)

※ プレゼンテーションの日時等は、別途連絡する。

イ 会場

愛知県庁本庁舎 (予定)

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1 事業者 15 分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。パソコン及びプロジェクター等の使用不可。

(3) 審査基準

選定委員会においては、次の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業の基本方針、事業目標、スケジュール

- ・事業の趣旨を理解しているか。
- ・事業目標値は高いか。実現性はあるか。
- ・全体スケジュールは適切か。

イ 事業の実施体制

- ・実施に係る従事者数、役割分担は適切か。
- ・精神障害者に関する知識、障害者雇用実績は適切か。

ウ 事業の実施内容

- ・精神障害者雇用企業に対するアンケート調査の実施方法、調査内容は適切か。
- ・面接会の開催によるマッチングの実施は適切かつ効果的か。
- ・障害者、企業に対するフォローアップは適切かつ効果的か。
- ・事業の周知について工夫がなされているか。

エ 見積経費について

- ・見積経費項目、金額は適切か。

オ 事業成果について

- ・事業の実施により、障害者の就労定着の成果が期待できるか。

カ 類似・関連事業実績

- ・過去の実績から委託先候補者として優れているか。

キ その他

- ・公正採用選考人権啓発推進員設置の有無
- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無
- ・あいち女性輝きカンパニー認証の有無
- ・女性の活躍促進宣言提出の有無
- ・えるぼし認定の有無
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無

- ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書提出の有無
- ・ くるみん認定又はプラチナくるみん認定の有無

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して文書で通知する。

(5) 契約

選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が改めて県と協議等を行うこととする。

11 スケジュール（予定）

平成 31 年 4 月 24 日	説明会の開催
平成 31 年 5 月 9 日	企画提案書の提出期限
平成 31 年 5 月中旬	プレゼンテーションによる審査
平成 31 年 6 月上旬	委託先の決定、契約、業務開始
平成 32 年 2 月 28 日	事業完了

12 その他

- (1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合。
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (4) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (5) 本事業の実施は、国の地方創生推進交付金の交付決定を条件とする。